

令和5年1月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年1月12日(木) 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて
て
4. 会議に出席した委員(22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 (欠 員)
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新 (欠 席)
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(1名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 新年、明けましておめでとうございます。

正月三が日は天候に恵まれ、おだやかな正月となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者がまた、徐々に増えてきております。

今までと変わらず、感染症対策をお願いいたします。

このような中、農業委員の皆様におかれましては、ご多用の中、令和5年の初総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、議案4件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号8番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和5年1月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号13番委員、同じく14番委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、干潟地内の畑2筆です。

3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作が不便で労力不足を理由として、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、5件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

そして、各分科会の時に配布しました、議案書の差し替え分をお手元をお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、先程差し替えをお願いしたものです。1筆が漏れておりましたので、差し替えの程、よろしくをお願いいたします。

番号1は、下岩田地内の田2筆です。

農業用施設の設置のため転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、農業振興地域内の農業用施設用地となっています。もう一筆の農地区分は別となりまして、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地として第1種農地に分類されます。

農業振興地域内の農業用施設用地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定により、「農用地利用計画」で指定された用途に供する場合は例外的に許可されるとされています。

今回、この規定に該当することとなっております。よって、立地基準を満たすこととなります。

計画図をご覧ください。申請地を利用して、計画図に有りますように、パイプハウス2棟、アスファルトにした上で農業用関係の機械を置くという使い方になっています。

雨水排水については、勾配を設けて、東側の残った農地に排水する計画となっています。給水、雑排水等は発生しません。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま。

次に、番号2は、二森地内の畑2筆です。

一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線端間駅を中心とする

半径1キロメートル以内に位置しております。

端間駅から概ね1キロメートル圏内に位置し、宅地化率40%以上が確保されていることから、申請地の農地区分は第2種農地に分類されますので、候補地比較が必要となるところですが、候補地比較もされております。

詳細図に有りますように、東側、道路を挟んで北側にかけて、集落がありまして、宅地が連続することから、集落接続ともなるため、立地基準を満たすこととなります。

計画図をご覧ください。申請地の周囲の境界には、コンクリートブロックを設置し、給・排水については、土地利用計画図に有りますように、北側の市道内に公共上・下水道管が存するため、西側市道を介して公共上・下水道管に接続する計画となっています。

また、雨水排水については、計画図に有りますように、南側に勾配を設けて、既設水路へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号3は、上西鯨坂地内の畑1筆です。

建売住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地を起点に概ね500メートル以内に市立宝城中学校、井手胃腸科内科医院の2つの教育・医療施設が存するとともに、西側の県道内に公共上・下水道管が存するため、第3種農地に分類され、原則、転用ができることとなり、立地基準を満たすこととなります。

詳細図をご覧ください。申請地の北側部分には、現在住宅が建っていますが、宅地部分、非農地部分になります。今回、この非農地部分を含めて、一体として建売住宅を計画されています。

計画図をご覧ください。大きく6区画に住宅を建設する計画になっています、

先程申し上げましたように、西側県道内に公共上・下水道管が存しておりますので、こちらの公共下水道管に接続する計画となっております。また、雨水排水についても、西側の県道側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、議案書3ページ、番号4は、井上地内の畑1筆です。

露天資材置場として申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

農地区分を説明いたしますと、申請地の北側、西側には農地が連担するところとなりますので、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内に在る農地のため、第1種農地に分類されます。

第1種農地ですので、原則、不許可となりますが、例外規定というものが有ります。

今回は、申請地の周辺地域に居住する者(譲受人)の生業として必要とする施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、第1種農地の例外規定に該当します。よって立地基準を満たすこととなります。

計画図をご覧ください。譲受人の生業は建設業ということで、その建設業で使う、資材の露天資材置場ということになります。

給水は発生しませんが、雨水排水については、敷地内は砂利敷きとなっておりますので、自然流下する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま。

次に、番号5は、大崎地内の畑1筆です。

建売住宅5棟を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分ですが、西鉄天神大牟田線端間駅を中心とする半径1キロメートル以内に位置しております。

端間駅から概ね1キロメートル圏内に位置し、宅地化率40%以上が確保されていることから、第2種農地に分類されます。

申請地の直ぐ北側は、宅地部分となっております。今回の計画としましては、こちらの宅地部分と同一事業で利用しようとする計画となっております。第2種農地でよく言われる候補地比較ですが、今回は不要となっております。立地基準を満たすこととなります。

計画図をご覧ください。

申請地の周囲の境界には、コンクリートブロック・L型擁壁を設置し、給・排水については、土地利用計画図に有りますように、北側の市道内に公共上・下水道管が存するため、開発区域内に新設する道路を介して公共上・下水道管に接続する計画となっております。

また、雨水排水については、新設する道路に側溝を設け、北側の市道へ排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないもの
と思われます。

なお、番号1から番号5までは、先月開催しました地区会議にお
いても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしてお
りましたので、第3分科会長から、事前審査の結果についてご報告を
お願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す
る意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容
等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみま
したが、なお本会議での審議方よろしくお願
いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行
います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○委員 お尋ねいたします。

○議長 議席番号16番委員。

○委員 番号4の資材置場というところで、図面の方に、南西角に地蔵
堂という所が書かれてあります。こういう風な地蔵堂というもの
はどういう扱いになりますか。農地には関係ないのかもしれませんが、
中にある場合はどういうふうな整理になるのでしょうか。

○議長 事務局に説明を求めます。

○事務局長 南西角にある地蔵堂の件でのお尋ねです。

申請者の方も、地蔵堂の方については、特に、撤去とか、扱うと
いうことは聞いておりません。そのまま、その場所に残るのではな
いかと思います。

筆を分けて、わざわざ作られている訳では有りませんので、地元

の方がお参りをされるようなものだろうと思います。

そのまま、残されていた方が、信仰上も残されていた方がいいのではないかと思いました。

申請者がどういう風に取り扱うか、現状では、そのまま残すというふうに聞いているところです。

○委員 ありがとうございます。

○議長 他にありませんか。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件を議題といたします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いしますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされておりますので、議席番号19番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明します。

番号1は、大保地内の田1筆、干潟地内の田1筆、畑3筆、合計5筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、光行地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書5ページ、番号3は、下西鯨坂地内の田2筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号4は、古飯地内の田1筆、畑1筆、合計2筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入されるものです。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても承をいただいております。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

- 議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)
- 議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いたします。
- 議長 それでは、議席番号19番委員の入室を許可します。
(入室案内)
- 議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、1件の提案理由の説明をいたします。
議案書6ページをご覧ください。
番号1は、干潟地内の畑1筆です。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)
本来、11月に諮るべき案件でしたが、議案第1号との関係から下限面積の要件を満たす必要があったため、今月の設定となったところです。
- 以上、1件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。
以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。
- 議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。
- 第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第1分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。  
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出1件につきまして報告いたします。  
番号1は、光行地内の田1筆です。  
売買のために、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。  
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、8件の報告をいたします。  
番号1は、三沢地内の畑1筆です。  
集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、番号2は、小板井地内の畑1筆です。

敷地拡張のため、届出が提出されたものです。

次に、番号3は、津古地内の畑1筆です。  
公園・運動場を設置するため届出が提出されたものです。

次に、議案書9ページ、番号4は、大保地内の畑5筆です。  
宅地分譲をするため、届出が提出されたものです。

次に、番号5は、大板井地内の田1筆です。  
露天駐車場を設置するため、届出が提出されたものです。

次に、議案書10ページ、番号6と番号7は同一の目的のため、  
併せて、ご説明いたします。大板井地内の田8筆です。  
店舗（葬祭場）を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、議案書11ページ、番号8は、大板井地内の田1筆です。  
道路とするために、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

次に、議案書の12ページをお願いいたします。  
報告第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願  
いについて、報告いたします。  
番号1を説明いたします。  
該当地は下岩田地内の畑1筆です。  
備考欄に有りますように、平成8年5月総会の審議を経て、同年  
6月に県の許可が下りたものです。  
しかしながら、譲受人がお亡くなりになられたため、計画を断念  
され、県に対して許可取り消しを願い出て、令和4年12月に受理  
されたとの報告が県より有りましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまし

て、何かご質問はありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、無いようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和5年1月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和5年1月12日(木) 午後 2時38分閉会